

平成23年 No.14

東京学芸大学環境教育実践施設規程の一部を改正する規程

制定理由

研究を主たる目的とする施設・センターの名称は，センターで統一するため，
所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 3 月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学環境教育実践施設規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年 3 月10日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第 8 号

東京学芸大学環境教育実践施設規程の一部を改正する規程

東京学芸大学環境教育実践施設規程（平成 6 年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学環境教育実践施設規程の一部改正について

改正理由：研究を主たる目的とする施設・センターの名称は、センターで統一するため、所用の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>環境教育研究センター</u>規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学<u>環境教育研究センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 <u>センター</u>は、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。 (業務) 第3条 <u>センター</u>においては、次に掲げる業務を行う。 (1) 環境教育に関する教育・指導 (2) 環境教育の内容、方法等の研究・開発 (3) 環境教育教材の研究・開発、保存及び供給 (4) 環境教育に関する施設及び設備の開発 (5) 雑穀遺伝資源の系統保存 (6) 教材植物園の育成及び管理 (7) その他必要な業務 (職員) 第4条 <u>センター</u>に、<u>センター長</u>及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 (<u>センター長</u>) 第5条 <u>センター長</u>は、本学専任の教授をもって充てる。 2 <u>センター長</u>は、<u>センター</u>の管理運営をつかさどる。 第2章 運営委員会 (運営委員会) 第6条 <u>センター</u>に、<u>センター</u>の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。	東京学芸大学<u>環境教育実践施設</u>規程 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学<u>環境教育実践施設</u>（以下「<u>環境教育施設</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 <u>環境教育施設</u>は、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。 (業務) 第3条 <u>環境教育施設</u>においては、次に掲げる業務を行う。 (1) 環境教育に関する教育・指導 (2) 環境教育の内容、方法等の研究・開発 (3) 環境教育教材の研究・開発、保存及び供給 (4) 環境教育に関する施設及び設備の開発 (5) 雑穀遺伝資源の系統保存 (6) 教材植物園の育成及び管理 (7) その他必要な業務 (職員) 第4条 <u>環境教育施設</u>に、<u>環境教育施設長</u>及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置くことができる。 (<u>環境教育施設長</u>) 第5条 <u>環境教育施設長</u>は、本学専任の教授をもって充てる。 2 <u>環境教育施設長</u>は、<u>環境教育施設</u>の管理運営をつかさどる。 第2章 運営委員会 (運営委員会) 第6条 <u>環境教育施設</u>に、<u>環境教育施設</u>の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの教員の人事に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教員 2名
- (3) 副学長（研究・附属学校等担当）
- (4) 学系長
- (5) 附属図書館長
- (6) 附属学校運営参事 1名
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。
(任期)

第9条 前条第1項第2号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 所員会議

(所員会議)

第13条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 センターに所属する専任職員は、所員会議に出席し、専門的事項について、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(事務)

第14条 センターに関する事務は、教育研究支援部教育研究支援課が処理する。

- (1) 環境教育施設の運営の基本方針に関すること。
- (2) 環境教育施設の教員の人事に関すること。
- (3) 環境教育施設の予算に関すること。
- (4) その他環境教育施設の管理運営に関すること。

(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 環境教育施設長
- (2) 環境教育施設に所属する専任教員 2名
- (3) 副学長（研究・附属学校等担当）
- (4) 学系長
- (5) 附属図書館長
- (6) 附属学校運営参事 1名
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。
(任期)

第9条 前条第1項第2号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、環境教育施設長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 所員会議

(所員会議)

第13条 環境教育施設に、環境教育施設の管理運営に関する事項を協議するため、環境教育施設に所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 環境教育施設に所属する専任職員は、所員会議に出席し、専門的事項について、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(事務)

第14条 環境教育施設に関する事務は、教育研究支援部教育研究支援課が処理する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(細目)

第16条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他
センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

る。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(細目)

第16条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他
環境教育施設に関する細目は、委員会の議を経て、環境教育施設長が定める。

〔省略〕